

設計業務委託特記仕様書

(改修等：改修、解体、ほか)

I 業務概要

1. 委託業務名

国指定史跡塚原古墳群石之室古墳現状調査及び復旧基本設計

業務委託

2. 施設の概要

(1) 対象施設の用途等

遺構見学施設

(2) 敷地の場所

熊本市南区城南町塚原2088番外

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は国指定史跡塚原古墳群石之室古墳現状調査及び復旧基本設計業務委託のうち、基本設計に適用する。

なお、特記仕様書に記載された特記事項については「◎」印が付されたものを適用する。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日国営整第213号）による。

なお、同共通仕様書における「発注者」は、熊本市公共工事関係業務委託契約約款（以下「約款」という。）の「委託者」と、「受注者」は、同じく約款上の「受託者」と読み替えて適用する。

1. 設計業務の種類

基本設計



実施設計



2. 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とする。なお、設計に関する対象業務は次の業務内容とする。

(1) 一般業務の範囲

実施設計

- ☐ (1) 要求の確認
 - ☐ (i) 建築主の要求等の確認
 - ☐ (ii) 設計条件の変更等の場合の協議
 - ☐ (iii) 耐用年数等を考慮した材料および工事仕様の選択
- ☐ (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ☐ (i) 法令上の諸条件の調査
- ☐ (3) 実施設計方針の策定（成果物参照）
 - ☐ (i) 総合検討
 - ☐ (ii) 実施設計のための基本事項の確定
 - ☐ (iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明
 - ☐ (iv) 耐用年数等を考慮した材料および工事仕様の選択
- ☐ (4) 実施設計図書の作成
 - ☐ (i) 実施設計図書の作成
- ☐ (5) 概算工事費の検討
- ☐ (6) 実施設計内容の建築主への説明等
- ☐ (7) 発生材のリサイクル及び適正処理の検討

設計意図伝達業務

- ☐ (1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
- ☐ (2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ☒ 基本設計の実施
- ☐ 改修（案）の検討及び作成（建築）
- ☒ 既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- ☐ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）
- ☐ 透視図作成等（提出書類・成果品一覧参照）
- ☐ 模型製作等
- ☐ 計画通知等に係る関係機関との打合せ
- ☐ 計画通知等図書の作成
- ☐ 計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続き及びこれに付随する詳細協議
- ☐ 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続き及びこれに付随する詳細協議
- ☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務（手数料の納付は含まない）
- ☐ リサイクル計画書の作成
- ☒ 概略工事工程表の作成
- ☐ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ☐ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ☐ 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ☐ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ☐ BIM データ説明資料の作成
- ☐ 木造化手法に係る検討
- ☐ 設備システム検討書の作成
- ☐ 住民説明会等の資料作成業務
- ☐ ワークショップ対応業務
- ☒ 一般業務に含まれない現地調査（実測や計測等の調査）
- ☒ 委員会運営補助

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- ③ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等

受託者は、対象業務の設計条件の整理等、業務を進めるうえで必要となる各技術基準、仕様書、ガイドライン等（以下「適用基準等」という。）を総合的に考慮し設計等の業務を実施すること。

なお、業務を進めるうえで必要となる総合的に考慮すべき適用基準等を以下に示す。
また、業務委託受注時の最新版とする。

① 官庁営繕の技術基準（国土交通省ホームページ参照）

官庁施設の基本的性能基準	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	
官庁施設の環境保全性基準	
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	
敷地調査共通仕様書	
公共建築工事標準仕様書	(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
公共建築改修工事標準仕様書	(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
公共建築木造工事標準仕様書	
建築物解体工事共通仕様書	
公共建築設備工事標準図	(電気設備工事編・機械設備工事編)
建築設計業務等電子納品要領	
建築設計基準	
建築構造設計基準（同資料）	
木造計画・設計基準（同資料）	
建築工事設計図書作成基準	
建築工事標準詳細図	
建築設備計画基準	
建築設備設計基準	
建築設備工事設計図書作成基準	
排水再利用・雨水利用システム計画基準	
構内舗装・排水設計基準	
擁壁設計標準図	
公共建築工事積算基準	
公共建築工事標準単価積算基準	
公共建築数量積算基準	
公共建築設備数量積算基準	
公共建築工事共通費積算基準	
公共建築工事内訳書標準書式	(建築工事編・設備工事編)
公共建築工事見積標準書式	(建築工事編・設備工事編)

② その他

建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省ホームページ
ユニバーサルデザイン建築ガイドライン	熊本県ホームページ
既存建築物のユニバーサルデザイン評価マニュアル	熊本県ホームページ
建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）	熊本県ホームページ
熊本市市有建築物耐震対策基本方針	熊本市ホームページ
熊本市公共事業環境配慮指針	熊本市ホームページ
熊本市景観計画	熊本市ホームページ
熊本市歴史的風致維持向上計画	熊本市ホームページ
熊本市公共サインガイドライン	熊本市ホームページ
熊本市光のマスタープラン	熊本市ホームページ
開発許可申請の手引き	熊本市ホームページ
熊本市公共建築物等における木材利用推進基本方針	熊本市ホームページ
熊本市電子納品運用ガイドライン（建築編）	熊本市ホームページ
熊本市グリーン購入指針	熊本市ホームページ
熊本市工事監理要領	熊本市ホームページ
熊本市公共建築物長寿命化指針	熊本市ホームページ
建築設備耐震設計・施工指針	(一財) 日本建築センター
建築設備設計計算書作成の手引き	(一社) 公共建築協会

(3) 提出書類等

- ① 受託者は、建築士法第24条の7に基づき、契約前に「重要事項説明書」を委託者に提出し、必要な事項を説明すること。
- ② 受託者は、「着手届」、「管理技術者等通知書」及び「業務工程表」を委託者に提出する。施設等の用途や規模、工事予算額等を勘案しながら、設計を工程どおり進展・完了させる。
- ③ 受託者は、速やかに業務計画書を作成し提出を行うこと。業務の一部を再委託する場合は再委託届等を提出のうえ、本市の承諾を受けること。なお、設備設計の再委託に関しては、原則として本市の入札参加資格登録者が設計を行うこと。
- ④ 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾を受ける。なお、プロポーザル方式により設計者を選定した場合は、その選定の際に示した各業務の担当者については、原則として変更することができない。
- ⑤ 業務が完了したときは、「完了通知書」および「成果品納入書」を提出する。
- ⑥ 業務実績情報（公共建築設計者情報システム（PUBDIS））の登録の要否（ 要 ・ 不要 ）

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式により本業務を受託した場合には、業務計画書の提出を省略できる。

- ① 設計方針、履行体制、実施工程表（打合せ及び定例会議計画含む）等
- ② 管理技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の国・地方公共団体等の設計業務の実績又は、類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- ③ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の国・地方公共団体等の設計業務の実績又は、類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- ④ 各担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属、保有資格、実務経験年数、過去5年以内の国・地方公共団体等の設計業務の実績又は、類似業務の実績
- ⑤ プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合の業務履行
受託者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した業務の場合は設計成果について、総合的な環境保全性能（「官庁施設の環境保全に関する基準」（平成17年3月31日・国営環第7号）に規定する項目等）とともに、生涯二酸化炭素排出量（LCCO2）の評価を実施する。

※実施工程表（打合せ及び定例会議計画含む）

体裁や記載する項目・内容など、詳細については調査職員から了解を得たうえで決定する。

特に、関係機関との打合せや法令手続等の開始時期、方針決定等に必要な比較・検討資料の提出時期、基本設計書や基本設計図・実施設計図等の提出時期、積算図書の提出時期、などを具体的に明記する。

(5) 管理技術者の資格要件

（建築設計業務委託の場合）

管理技術者は、一級建築士を配置するものとする。ただし、入札公告による入札参加資格において別の定めがある場合を除き、本委託業務の内容が建築士法の規定により、一級建築士以外でも行える場合については、委託者と協議の上、一級建築士以外の者を配置することができる。

（設備設計業務委託の場合）

管理技術者は、建築設備の知識や技能に関して法律に基づいて国が実施する資格を有する者、または（公社）空気調和・衛生工学会設備士の資格を有する者を配置しなければならない。

管理技術者は、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、管理技術者、各主任担当技術者、各担当技術者の配置については、業務の内容に応じて構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、建築構造士及び建築積算資格者の活用に努めること。

(6) 貸与資料等

①既存資料

- ☐ 敷地測量図：電子データ ☐ 敷地測量図：紙媒体 ☐ 地質調査資料：柱状図等
- ☐ 建築基準法：計画通知書 ☐ 建築基準法：確認済証 ☐ 建築基準法：検査済証
- ☐ その他：

②既存建築物の図面等

- ☐ CADデータ： ☐ 建築意匠 ☐ 建築構造 ☐ 外構・工作物 ☐ その他
- ☐ CADデータ： ☐ 電気設備 ☐ 機械設備 ☐ 昇降機設備 ☐ その他
- ☒ 製本ほか紙媒体： ☒ 建築意匠 ☒ 建築構造 ☒ 外構・工作物 ☐ その他
- ☐ 製本ほか紙媒体： ☐ 電気設備 ☐ 機械設備 ☐ 昇降機設備 ☐ その他
- ☒ CADデータ：定期点検程度（縮尺1/200程度の情報）
- ☐ その他：

(7) 工程会議および打合せの記録

定期的な工程会議および打合せを行った際は、速やかにその記録書を作成し、調査職員に提出する。

(8) 情報共有システム活用の試行（受注者希望型）について

本業務は、情報共有システム活用試行の対象業務とすることができる。

受託者は、試行を実施する場合、熊本市営繕工事等情報共有システム活用試行要領に基づき、情報共有システムの試行を実施すること。

(9) 電子納品

本業務委託は、電子納品（ 対象外 ） 業務とする。

電子納品に関する基準は、熊本市電子納品運用ガイドライン（建築編）によるものとする。

電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、熊本市電子納品運用ガイドライン（建築編）に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお紙媒体で行われた記名や押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。

(10) 成果品の提出

- ・ 成果品の納品前には社内チェック等の照査を十分に行い完成品を提出する。
- ・ 電子納品対象業務の場合、電子媒体の提出部数は2部とし、詳細は建築設計委託における電子納品提出書類・成果品一覧による。
- ・ 電子納品対象外業務の場合、紙媒体による提出を基本とし、提出部数は1部とする。
なお、必要に応じて、電子媒体にて図面その他のデータ等の提出を求める場合がある。
- ・ 成果品の取り扱い
提出された成果品については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(11) その他、業務の履行に係る条件等

- ・部分引渡しがある場合の指定部分など
指定部分の範囲 ()
指定部分の履行期限 ()
- ・契約保証
設計業務委託の設計金額が100万円を超える場合における契約保証に必要な経費は、設計委託料に計上している。
- ・設計条件や設計図書に関しての軽微な変更については、約款の規定に関わらず原則として業務委託料や履行期限の変更の対象としない。
- ・設計に使用する用語、材料、工法等の名称は、「公共建築工事標準仕様書」などの公的な基準類、JISやJASに使用される名称とする。特定の製品名や製造所等を記載しないように注意する。
- ・資材等の選定に際しては、可能な限り県産資材の優先使用について配慮・検討する。
- ・数量調書等の積算関係書類および図面、仕様書の提出時には、照査者が事前に積算漏れや不整合等が無いかなどを照査を行った上で提出を行うこと。
また、書類提出時には積算内容や方法、根拠等について「営繕工事積算チェックマニュアル」(令和5年3月29日国営積第8号-2)のチェックリストや拾い図等の資料を用いて調査職員に説明を行うこと。
- ・成果品納入後においても、工事実施に際して、各部の納まりや設計内容等に関する疑義等が生じた場合、その問い合わせに対して、受託者はその解決に向けて十分かつ良心的に対応を行うものとし、現地での立会いや協議等の必要が生じた場合は必要書類を用意の上、担当者を派遣すること。
- ・無人航空機（ドローン）を使用する際は、各許可申請書等の手続きを行った上で様式1「工事・委託における無人航空機の使用について」を調査職員に提出すること。
- ・写真および動画の著作権の権利等について
受託者は写真および動画の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - i) 写真および動画は、本市が行う事務並びに本市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
 - ii) 次の行為をしてはならない。
(ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - a) 写真および動画を公表すること。
 - b) 写真および動画を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。